

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

歌手名等からなる商標の審査の運用実態に関する
調査研究報告書

平成 26 年 2 月

一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

AIPPI・JAPAN

2. 5 中国

中国では、書籍の題号についても、極端に記述的でない限り、識別力がないとの理由により拒絶とはならず、又は「社会主義道徳風習を害し、又はその他の有害な影響を及ぼすもの」ではなく、先行商標との関係で同一又は類似のものがなければ登録となる。

(1) 識別力に関連する商標法上の規定について

商標法上(第三次改正商標法を含む)及び商標実施条例上、書籍の題号等について特に明記した規定はない。また、書籍の題号からなる商標の登録を禁止する規定もない。

識別力に関する条文としては、商標法第 11 条が挙げられる。書籍の題号が、普通名称や慣用的な表示などで直接的にその内容を示すような場合は、商標法第 11 条が適用される。商標法第 11 条は、登録することができない標識として、(一) その商品の普通の名称、図形、規格だけを有するもの、(二) 単に商品の品質、主要原材料、機能、用途、重量、数量及びその他の特徴を直接表示したにすぎないもの、(三) 顕著な特徴に欠けるもの、を規定している。なおこれらの規定に該当する標章であっても、使用により顕著な特徴を有し、かつ容易に識別可能なものとなった場合は、商標として登録することができる(商標法第 11 条第 2 項)。

また、「社会主義道徳風習を害し、又はその他の有害な影響を及ぼすもの」(現行商標法第 10 条第 1 項(8))に該当かする否かが問題とされる。

加えて、現行商標法第 31 条(第三次商標法第 32 条)において、「商標登録の出願は、他の者の先の権利を害してはならず、他の者の既に使用している一定の影響力のある商標を不正な手段で先に登録することもしてはならない。」と規定されており「他者の先の権利」には著作権が含まれる(商標審理基準 第三 3.1)。このため、対象となる書籍の題号について著作権が認められれば、他者の先の権利を害することとなり、異議又は取消の対象となる。

(2) 書籍の題号からなる商標についての審査基準上の取扱い

書籍の題号については、商標審査基準第一部分 十(八)2 に記載がある。商標審査基準第一部分 十(八)は、商標として使用できない標識として「社会主義の道徳、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの」の一つとして「公衆の誤認を起ししやすいもの」を例示する。商標審査基準第一部分 十(八)2 では、「書籍類を指定商品とする、一般に知られている書籍の名称」が挙げられており、「西遊記」などすでによく知られている書籍の題号が例示されている。

書籍の題号について第三者による出願が拒絶された例として「金瓶梅」がある。商標を「金瓶梅」を「雑誌(定期刊行物)、新聞等」について出願されたところ、この名称を指定商品に使用した場合、公衆を誤導しやすいとして登録とならなかった³。

³ 「中国商標権冒認出願対策マニュアル 2009 年改訂増補版」, 117 頁, JETRO, URL :

現行商標法第 11 条に関連して、「顕著な特徴」とは、「商標に備えなければならない、関連公衆に商品の出所を十分に識別させる特徴をいう」とし(商標審査基準第二部分 二、関係解釈)、単に指定商品の内容を直接表示するものの例として「法律之星」(指定商品：光ディスク、コンピュータソフトウェア(制作済み))、「物流通」(指定商品：コンピュータソフトウェア)(商標審査基準第二部分 二、関係解釈、3.)、単に指定商品の利用方式、使い方を直接表示するものとして「自助」(指定役務：教育、書籍出版)(商標審査基準第二部分 二、関係解釈、4.)を挙げている。

また、現行商標法第 31 条(第三次商標法第 32 条)に関連して、「他人の既存の権利」に関する記載がある。なお、この基準に基づいて判断がなされる場面は、主に登録後、異議や紛争事案において既存の権利の保護が問題となる時(商標審理基準第三 1)である。この規定については、1.5(2)と同様であるが、異なる部分だけを以下に記載する。

- (a) 他人の既存の権利には、著作権が含まれ、既存の著作権を有している著作物と同一又は実質的に同一の商標について、許諾を得ないで出願された場合は、当該出願は登録されず又は取り消される。
- (b) 既存の著作権を有しているとは、商標の出願日より前に他人がすでに創作して著作物を完成させ、又は相続、譲渡等の方式によって著作権を取得している場合をいう(商標審理基準三 3.3)。

ただし、書籍の題号が単独で著作権法の保護を受けるには、その題号に独創性が認められる必要がある。特に文字商標である場合は、実務上タイトル自体に独創性があると認定されることは困難である⁴。

このため、識別性という観点からは書籍の題号を登録することは可能であり、また、題号自体に著作物性が認められなければ「他人の既存の権利」にも該当しない場合が多くあるため、書籍の題号は、多くの場合いわゆる公序良俗に反しない限りは登録が可能であるといえる。

(3) 書籍の題号からなる商標の審査での取扱い

(3-1) 拒絶の可能性

中国商標局及び出願代理人のいずれも、書籍の題号について指定商品を「書籍」や「印刷物」としても識別力がないことを理由として拒絶とはならないとしている。

ただし、出願代理人によると、書籍の題号が、例えば、商標法の解説を内容とする本について「商標法」とするよう、一般名称のような叙述的な表示(誰でも使用できるもの)や通称のような名称である場合は、識別力がないとして拒絶となる(商標法第 11 条、同法第 10 条第 1 項(8)もあり)(このような状況は極端な例であり、ほとんどな

http://www.jetro-pkip.org/upload_file/2009061047400485.pdf, 2013 年 1 月 9 日検索)

⁴ 前掲 3, 112 頁

いだろうと出願代理人は述べている)。

中国では、書籍や定期刊行物の出版を行うには、国家の専門機構(出版局等)からの審査が行われるため、誰もが出版できるというわけではなく、また、出版が許可されなければ書籍について商標の使用をすることができない。このような事情に加えて、叙述的なタイトルが出願されることもほとんどないため、実務上は、類似する先行商標がない限り、また、商標法第10条第1項(8)に該当しない限り登録が認められる。

出願代理人によると、出願人が本人又は正当権利者であるか否かは、審査段階では考慮されず、登録後、本人又は正当権利者による異議や無効が提起された場合、取消となるといった扱いとなる。

(3-2) 拒絶となる指定商品又は指定役務

中国商標局及び出願代理人のいずれも、上記のように、書籍の題号からなる商標は、識別力がないことを理由として拒絶とはならないとされているため、拒絶となる指定商品又は指定役務もないとしている。

(3-3) 書籍の題号の有名性の程度による判断の変化の可能性

中国商標局及び出願代理人のいずれも、上記のように、書籍の題号からなる商標は、識別力がないことを理由として拒絶とはならないとしているため、書籍の題号の有名性の程度により判断は変化しないとしている。

(3-4) 当該書籍がシリーズものである場合の取扱い

中国商標局及び出願代理人のいずれも、上記のように、書籍の題号からなる商標は、識別力がないことを理由として拒絶とはならないとしているため、書籍がシリーズものであるか否かにより判断は変化しない。

(3-5) 識別力の有無の判断時

使用により識別力を獲得した(顕著な特徴が備わった)か否かを判断するときは、「審理時点における事実状態」が基準となる(商標審理基準 第八 6)。

(3-6) 使用により識別力を獲得した場合の登録可否

中国商標局及び出願代理人のいずれも、上記のように、拒絶とはならないとされており、書籍の題号からなる商標を出願した場合、他人の既得権を害しない又は公序良俗に反しない限りは登録が可能である。

(3-7) 識別力以外の拒絶理由

中国商標局及び出願代理人のいずれも、現行商標法第10条第1項(8)及び同法第31条(第三次商標法第32条)を挙げている(これらの条文及びこれらの条文に関する審査基準等については上記1.5(1)及び1.5(2)を参照)。なお、出願代理人は、書籍の題号に他人の氏名を含む場合も考えられ、この場合は他人の氏名権を侵害するおそれがある

として現行商標法第 31 条(第三次商標法第 32 条)に該当するとしている。

ここで、中国商標局は、商標「家・春・秋」の事例を挙げている。中国人作家の巴金が「家」、「春」、「秋」の作品を発表しており、第三者が商標「家・春・秋」を出願したところ、巴金の作品の権利者が異議を提起し、商標法第 10 条第 1 項(8)に基づき有害な影響があるとして拒絶となった。

出願代理人は、商標「哈利・波特」を第 16 類の漫画等に出願したケースを挙げている。問題となった商標は、イギリスの有名な小説及び映画の主人公「ハリー・ポッター」の中国語の音訳である。この事案は、現行商標法第 10 条第 1 項(8)に該当するとして拒絶となり、現在拒絶査定不服審判の係属中であり、その後の判断が待たれる。

(4) 書籍の著作者名からなる商標の審査での取扱い

(4-1) 拒絶の可能性

中国商標局及び出願代理人のいずれも、作者名又は著者名からなる商標を書籍等を指定商品として出願しても、識別力を理由として拒絶とはならないとしている。

(4-2) 書籍の題号の有名性の程度による判断の変化の可能性

中国商標局及び出願代理人のいずれも、上記のように、作者名又は著者名からなる商標を書籍等を指定商品として出願しても、識別力がないことを理由として拒絶とはならないとされているため、作者名又は著者名の有名性の程度により判断は変化しないとしている。

(4-3) 識別力以外の拒絶理由

中国商標局及び出願代理人のいずれも、現行商標法第 10 条第 1 項(8)及び同法第 31 条(第三次商標法第 32 条)を挙げている。これらは人名として扱われ、歌手名等と同様の扱いとなる(これらの条文及びこれらの条文に関する審査基準等については上記 1.5(1)及び 1.5(2)を参照)。

ここで、中国商標局は、商標「魯迅」について出願された例を挙げている。魯迅は中国でも著名な作家の筆名である。この「魯迅」が出願されたときは、著作権の権利者の異議により、現行商標法第 31 条に基づく氏名権が主張され、拒絶となった。

出願代理人は、商標「金庸/群侠传」を第 16 類の印刷出版物など出願した事例を挙げている。「金庸」は、香港の有名な作家の筆名であり、出願代理人は、現行商標法第 10 条第 1 項(8)の有害な影響があるとの理由で拒絶されたと推測されるとしている。

(5) 資料(条文等)

- ・該当条文については、1.5(4)を参照。

<商標審査基準第一部分 十(八)>(図は省略)

十、社会主義の道徳、風習を害し、又はその他公序良俗に反するもの>
(中略)

(八) 公衆の誤認を起ししやすいもの。

1. 商品又は役務の品質その他の特徴について公衆に誤認を生じさせやすいもの。
2. 書籍類を指定商品とする、一般に知られている書籍の名称。

(略)

<商標審理基準 三>

三 他人の既存の権利の侵害の審理基準

(中略)

3 著作権

3.1 他人が著作権を有する著作物をもって著作権者の許諾を経ないで商標登録を出願した場合には、他人の既存の著作権の侵害と認定し、係争商標を登録せず、又は取り消す。

3.2 適用の条件

- (1) 係争商標が他人が先に著作権を有している著作物と同一又は実質的に同一であること。
- (2) 係争商標の登録出願者が他人が著作権を有する著作物に接触したことがあり、又は接触した可能性があること。
- (3) 係争商標の登録出願者が著作権者の許諾を経ないこと。

3.3 既存の著作権の定義

先に著作権を有しているとは、係争商標の登録出願日より前に、他人が既に創作して著作物を完成させ、又は相続、譲渡等の方式によって著作権を取得している場合をいう。

先に著作権を有しているという事実は、次に定める証拠資料によって証明することができる。著作権登記証書、当該著作物を先に公表したという証拠資料、当該著作物を先に完成させたという証拠資料、著作権を相続、譲渡等の方式で先に取得したという証拠資料。

確定判決において確認された当事者が著作権を先に有していたという事実は、十分な反証がないときは、これを認めることができる。

3.4 「著作物」とは、「中華人民共和国著作権法」の保護を受ける対象をいう。

3.5 係争商標の登録出願者が係争商標を独自の創作によって完成させたことを証明できる場合には、他人の既存の著作権に対する侵害にあたらぬ。

3.6 係争商標の登録出願者は、その主張する著作権者の許諾を経たという事実について挙証責任を負う。

「中華人民共和国著作権法」及びその「実施条例」の関連規定によると、係争

商標の登録出願者は、係争商標の登録出願者が著作権者と使用許諾契約を締結したこと、又は著作権者が当該登録出願者に対して著作物を使用して商標の登録を出願することを許諾する直接かつ明確な意思表示をしたことを証拠を示して証明しなければならない。

各国比較一覧表
2. 書籍の題号等についての識別力

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	英国	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	書籍の題号からなる商標								
1-1	拒絶の可能性(識別力に関する)	あり	あり	あり	あり	(あり)※1	あり	あり	あり
1-2	適用条文(識別力に関する)	商標法第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	(商標法第11条)※1	第6条第1項第3号	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
1-3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.2.3	商標審査ガイド“Famous Fictional	—	(商標審査基準第二部分)※1	審査基準第8条11. 及び解釈参考資料17	審査ガイドライン Part 21 及び22	審査基準4.7
1-4	拒絶となる指定商品又は指定役務								
	第9類 「電子出版物」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第9類 「インターネットを利用して受信し、及び保存することができる画像ファイル 録画済みビデオディスク及びビデオテープ」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第16類 「書籍」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第16類 「新聞、雑誌等の定期刊行物」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第16類 「辞書、百科事典」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
	第41類 「電子出版物の提供」	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×拒絶
その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	芝居	「書籍の出版」、「オンラインによる電子書籍及び電子雑誌の提供」等の「印刷物」という製品に機能的に密接に関連するもの	—	—	—	・第28類: ゲーム用具及びおもちゃ ・第35類: 録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売, CD類の小売又は卸売, 広告 ・第38類: テレビジョン放送, ラジオ放送 ・第41類: 映画・ビデオ及び録画済み媒体の制作, 映画・ビデオ及び録画済み媒体の貸与, 娯楽の提供, 演劇の上演, テレビ娯楽番組の制作 ・第42類: 電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守	
1-5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合, 拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	有名である場合拒絶されない※1	有名である場合拒絶されない※1	判断は変わらない
1-6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は変わらない	結論は変わらない	結論は変わらない
1-7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし, 消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし, 消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	可	可	可
1-8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質, 産産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	商品の品質の誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願登録 ③他人の肖像又は名称等
	条文	第1条, 第2条及び第45条	—	商標法第5条, CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	第7条第1項第11号	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号 ③同第13号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22 及びPart 29	—
2	著者名/作者名からなる商標								
2-1	拒絶の可能性(識別力に関する)	あり	あり	あり	あり	なし	なし	あり	あり
2-2	適用条文(識別力に関する)	商標法第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※2) 1994	商標法第8条1項、2項	—	—	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
2-3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7	審査ガイド “Famous Name”	—	—	—	審査ガイドライン Part 16	商標識別性基準 2.2.1「記述的標識」, 4.6.1「氏」, 4.6.2「氏名」
2-5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合, 拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	—	有名である場合拒絶されない※2	結論は変わらない
2-8	その他の拒絶理由	①単一の作品の作者は基本的に拒絶の対象 ②生存者の名前を許可なく出願した場合	—	①相対的拒絶理由 ②取引上の表示のみからなる商標	①記述的商標 ②品質, 産産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※2	商品の品質の誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	誤認混同	①公序良俗違反 ②他人の肖像又は名称等
	条文	①商標法第1条、2条及び45条(15 U.S.C. § 1051, 1052, and 1127) ②商標法第2条(c)(15 U.S.C. § 1052(c), 1052(f), 1091(a))	—	①商標法第5条 TMA1994/Article 8 CTM Reg(異議)	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	第7条第1項第11号	商標法第43条	①第30条第1項第7号 ②同第13号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	①TMEP § 1202.09 ②TMEP § 1206	—	—	—	—	—	商標審査マニュアル part29, 4.4.1	商標誤認混同審査基準
3	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
4	注釈	—	—	※1: Trade Mark Act	—	※1: 普通名称や慣用的な表現を題名とした場合は拒絶となるがほとんどない。 ※2: 書籍の題号に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。	—	※1: パブリックドメインである場合を除く ※2: 一般的な名前である場合を除く	—

3. 5 中国

映像作品の題名については、書籍の題号に関する扱いと同様である。すなわち、商標が商品又は役務の内容を直接的に示すものでなければ、基本的に識別力がないことを理由としては拒絶とはならず、同一又は類似の先登録がなければ登録となる。

(1) 識別力に関連する商標法上の規定について

2.5(1)「書籍の題号」と同様である。

(2) 映像作品の題名からなる商標についての審査基準上の取扱い

識別力に関して、特に映像作品の題名についての記載はないが、書籍と同様に考えることができるため、商品又は役務の内容を直接的に表示する標章については、拒絶となる(商標審査基準第二部分 二、関係解釈)

その他の事項(現行商標法第 31 条等)については、2.5(2)と同様である。

(3) 映像作品の題名からなる商標の審査での取扱い

(3-1) 拒絶の可能性(識別力に関して)

中国商標局及び出願代理人のいずれも、映像作品の題名について指定商品を映像作品の記録媒体や関連役務について出願しても、識別力がないことを理由として拒絶とはならないとしている。

これは、書籍の題号の場合と同様に、映像作品の題名についても、一般名称のような叙述的な表示(誰でも使用できるもの)や通称のような名称を商標として出願されることは少ないと考えられており、実務上は、識別力に関してはあまり考慮されず、同一又は類似の先登録の存在が重視される。また、出願人が本人又は正当な権利を有する者であるかといった観点での審査も行われない。これは登録後、本人又は正当な権利を有する者による異議又は無効があれば取消しとなる。

(3-2) 拒絶となる指定商品

中国商標局及び出願代理人のいずれも、上記のように、映像作品の題名からなる商標は、識別力がないことを理由として拒絶とはならないとしているため、(a)映像作品の題名からなる商標(商品)、(b)番組名からなる商標、(c)映像作品の題名からなる商標(貸与などの役務)に関して拒絶となる指定商品又は指定役務もないとしている。

(3-3) 映像作品の題名の有名性の程度による判断の変化の可能性

中国商標局及び出願代理人のいずれも、上記のように、映像作品の題名からなる商標は、識別力がないことを理由として拒絶とはならないとしているため、映像作品の有名性の程度により判断は変化しないとしている。

(3-4) 当該映像作品がシリーズものである場合の取扱い

中国商標局及び出願代理人のいずれも、上記のように、映像作品の題名からなる商

標は、識別力がないことを理由として拒絶とはならないとしているため、映像作品がシリーズものであるか否かにより判断は変化しない。

(3-5) 識別力の有無の判断時

使用により識別力を獲得した(顕著な特徴が備わった)か否かを判断するときは、「審理時点における事実状態」が基準となる(商標審理基準 第八 6)。

(3-6) 使用により識別力を獲得した場合の登録可否

中国商標局及び出願代理人のいずれも、上記のように、拒絶とはならないとされており、映像作品の題名からなる商標を出願した場合、他人の既得権を害しない又は公序良俗に反しない限り登録が可能である。

(3-7) 識別力以外の拒絶理由

中国商標局及び出願代理人のいずれも、現行商標法第 10 条第 1 項(8)及び同法第 31 条(第三次商標法第 32 条)を挙げている。これらの条文及びこれらの条文に関する審査基準等については上記 1.5(1)及び 1.5(2)を参照。

また、審査基準では、商標審査基準第一部分 十(八)「公衆の誤認を起しやすきもの」の 4 に映像作品について記載されている。具体的には、「4. 映画、テレビ番組、音声映像の担体である映画フィルム、テレビ放送向けのフィルム、レコード、ディスク(音声・映像)、磁気テープなどの商品及び関係役務への使用を指定する、一般に知られている映画、テレビ番組、ラジオ番組、歌、曲の名称。」は拒絶となる。

加えて、ゲームの名称についても同様に挙げられている(商標審査基準第一一部分 十(八)3)。「ゲームマシン又はゲームソフトの担体などの商品及び関係役務への使用を指定する、一般に知られているゲームの名称。」は拒絶となる。

なお、出願代理人は、映像作品の題名に他人の氏名を含む場合を指摘している。この場合については上記 2.5(3-7)と同様である。

ここで、中国商標局は、以下の事例を挙げている。

- (a) 商標「刘老根」の出願について、当該商標は、中国において有名なドラマの主人公の名前であり、また、そのテレビドラマの名前でもあるため、出所の混同及び有害な影響の可能性があるととして、商標法第 10 条第 1 項(8)により拒絶された。
- (b) 商標「焦点访谈」の出願について、当該商標は、中国における CCTV1(テレビ局)の有名なコーナーの名称であるため、出所の混同及び有害な影響の可能性があるととして、商標法第 10 条第 1 項(8)により拒絶された。

また、出願代理人は、以下の事例を挙げている。

- (c) 商標「同一首歌」を第 9 類「録音用記録媒体」についてされた出願が拒絶となった事例で、有害な影響の可能性があるととして、商標法第 10 条第 1 項(8)に基

づいて拒絶されたと推測されるとしている。

- (d) 商標「実話実説」を第 41 類「放送番組の作成」についてされた出願が拒絶となった事例で、当該商標は、CCTV1 の有名なトークショーの名称であり、有害な影響の可能性があるとして、商標法第 10 条第 1 項(8)に基づいて拒絶されたと推測されるとしている。

なお、中国商標局及び出願代理人のいずれも、貸与の役務について出願された事例は見当たらないとしている。

(4) 資料(条文等)

該当条文及び審査基準等はいずれも、2.5(5)参照。

各国比較一覧表

3. 映像作品の題名についての識別力(商品)

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	あり	あり	あり	なし	あり	あり	あり
2	適用条文(識別力に関する)	第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	—	第6条第1項第3号及び7号	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7及び2.2.3	商標審査ガイド“Famous Fictional Characters/Stories”	—	—	審査基準第8条解釈参考資料17	審査ガイドライン Part 21及び22	識別性審査基準2.2.1, 4.7
	拒絶となる指定商品								
	「映像が記録されたフィルム」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済みの磁気テープ」について、出願された商標が特定の録音済みの磁気テープの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済みのコンパクトディスク」について、出願された商標が特定の録音済みのコンパクトディスクの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「レコード」について、出願された商標が特定のレコードの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
4	その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	—	—	—	—	—	・第16類:「書籍」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第28類:「ゲーム及びおもちゃ」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第35類:「録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売、CD類の小売又は卸売」について出願された商標が特定の映像フィルム、コンパクトディスク等に記憶された特定の音楽の題名である場合 ・第38類:「テレビジョン放送、ラジオ放送」について、出願された商標が特定の映像フィルム、コンパクトディスク等に記憶された特定の音楽の題名である場合 ・第41類:「オンラインゲームの提供、電子書籍の提供(ダウンロード不可)、映画、ビデオ又は録画済み記憶媒体、芸人による演芸の上演、演劇の上演」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第42類:「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合
5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合、拒絶されない	有名でない場合拒絶されない	—	有名である場合拒絶されない	有名である場合拒絶されない※1	結論は変わらない。
6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。※1	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は異なる	結論は変わらない	結論は変わらない
7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	あり	可	可
8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質、原産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	第7条第1項第11号	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願先登録
	条文	第1条、第2条及び第45条	—	商標法第5条、CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(八) ②第31条	商品の品質の誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22及びPart 29	商標誤認混同審査基準
9	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
10	注釈	—	—	※2:映画等の登場人物に関しては、同一の登場人物による一連の映画の場合、登録となりやすい。	—	※1:題名に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。	—	※1:パブリックドメインである場合を除く ※2:一般的な名前である場合を除く	—

各国比較一覧表

4. 放送番組の題名についての識別力

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	あり	あり	あり	なし	有り	あり	あり
2	適用条文(識別力に関する)	商標法第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	—	商標法第6条※1	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7及び2.2.3	商標審査ガイド "Famous Fictional Characters/Stories"	—	—	—※2	審査ガイドライン Part 21及び22	識別性審査基準2.2.1, 4.7
	拒絶となる指定役務								
	「放送番組の制作」	× 拒絶	× 拒絶	× 拒絶	× 拒絶	—	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)
	「テレビジョン放送」	× 拒絶	× 拒絶	× 拒絶	× 拒絶	—	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)
	「映画の制作及び映画フィルムの配給」	× 拒絶	× 拒絶	× 拒絶	× 拒絶	—	× (拒絶)	× (拒絶)	× (拒絶)
4	その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	—	—	—	—	—	・第9類:ダウンロード可能な電子出版物、ダウンロード可能な映像ファイル、ビデオディスク及びビデオテープに記憶された画像 ・第16類:書籍 ・第28類:ゲーム及びおもちゃ ・第35類:録音又は録画済み記憶媒体の小売又は卸売、CD類の小売又は卸売 ・第38類:ラジオ放送 ・第41類:オンラインゲームの提供、芸人による演芸の上演、演劇の上演 ・第42類:電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守
5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合、拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	有名である場合拒絶されない	知名度によって変わるが状況により異なる。	結論は変わらない。
6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。※1	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は異なる	状況により異なる	結論は変わらない
7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし、消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	可	可	可
8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質、原産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳、風習を害し、又はその他の悪影響を及ぼす場合は、商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	①商品の品質誤認又は需要者を欺瞞する恐れ ②国内又は外国の需要者に特定人の商品を表示するものとして認識されている商標と同一又は類似の商標であって、不当な利益を得る目的又は当該特定人に損害を加える目的をもって使用する商標	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願先登録
	条文	第1条、第2条及び第45条	—	商標法第5条, CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	①第7条第1項第11号 ②第7条第1項第12号	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22及びPart 29	商標誤混同審査基準
9	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
10	注釈	—	—	※2:映画等の登場人物に関しては、同一の登場人物による一連の映画の場合、登録となりやすい。	—	※1:番組名に他人の氏名を含む場合は、他人の氏名権を侵害するおそれがある。	※1:番組名等に関する明示規定はない。一般の識別力の要件に基づき審査 ※2:番組名に関する審査規定を明記予定(現在改正検討中)。番組名を模倣して出願した場合について重点を置く予定。	—	—

各国比較一覧表
5. 映像作品等の題名についての識別力(貸与)

#	項目	アメリカ	CTM(OHIM)	イギリス	ドイツ	中国	韓国	オーストラリア	台湾
1	拒絶の可能性	あり	あり	あり	あり	なし	有り	あり	あり
2	適用条文(識別力に関する)	第2条(e)(1)	CTMR第7条(1)(c)	商標法第3条(1)(b) TMA(※1) 1994	商標法第8条第2項(1)	—	第6条第1項第3号	第41条(3)又は(4)	第29条第1項
3	審査基準/ガイドライン適用箇所(識別力に関する)	TMEP § 1209	ガイドライン2.3.2.7及び2.2.3	商標審査ガイド“Famous Fictional Characters/Stories”	—	—	—	審査ガイドライン Part 21及び22	識別性審査基準2.2.1, 4.7
4	拒絶となる指定商品又は指定役務	—	—	—	—	—	—	—	—
	「映写フィルムの貸与」について、出願された商標が特定の映写フィルムの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録画済み磁気テープの貸与」について、出願された商標が特定の録画済み磁気テープの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済み磁気テープの貸与」について、出願された商標が特定の録音済み磁気テープの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「録音済みコンパクトディスクの貸与」について、出願された商標が特定の録音済みコンパクトディスクの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
	「レコードの貸与」について、出願された商標が特定のレコードの題名の場合	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)	—	×(拒絶)	×(拒絶)	×(拒絶)
その他	商標が単に商品又は役務の内容を示すにすぎない関係にある場合。個別の事例により異なる。	—	—	—	—	—	—	—	・第9類:「ダウンロード可能な電子出版物, ダウンロード可能な映像ファイル, ビデオディスク及びビデオテープに記憶された画像」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第28類:「ゲーム及びおもちゃ」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第38類:「テレビジョン放送, ラジオ放送」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第41類:「オンラインゲームの提供, 電子書籍の提供(ダウンロード不可), 映画, ビデオ又は録画済み記憶媒体の制作又は上映, 芸人による演芸の上演, 演劇の上演」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合 ・第42類:「電子計算機のプログラムの設計・作成又は保守」について、出願された商標が特定の映像フィルムの題名である場合。
5	有名性の関与	結論は変わらない。	結論は変わらない。	有名でない場合, 拒絶されない	有名でない場合拒絶されない。	—	有名である場合拒絶されない	知名度によって変わるが状況により異なる。	結論は変わらない。
6	シリーズものである場合の登録可能性の変化	識別力に関しては判断は変わらない。	結論は変わらない。※1	結論は変わらない。	結論は変わらない。	—	結論は異なる	状況により異なる	結論は変わらない
7	使用により識別力を獲得した場合の登録可否	可	可	可(ただし, 消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	可(ただし, 消費者が題名を書籍の内容と関連付けて認識する場合は不可)	—	有り	可	可
8	その他の拒絶理由	単一の創作物(商標として機能しない)	なし	相対的拒絶理由	①記述的商標 ②品質, 産地の誤認 ③悪意による出願	①社会主義の道徳, 風習を害し, 又はその他の悪影響を及ぼす場合は, 商標として使用してはならない。 ②商標登録の出願は先に存在する他人の権利を侵害してはならない。※1	商品の品質誤認又は需要者を欺瞞する恐れ	消費者を欺瞞又は混同の恐れ	①公序良俗違反 ②他人の先願先登録
	条文	第1条, 第2条及び第45条	—	商標法第5条, CTMR第8条	①商標法第8条第2項(2) ②商標法第8条第2項(4) ③商標法第8条第2項(10)	①第10条第1項(ハ) ②第31条	第7条第1項第11号	第43条	①第30条第1項第7号 ②同第10号
	審査基準/ガイドライン適用箇所	TMEP1202.08	—	—	—	—	—	審査ガイドライン Part 22及びPart	商標誤認混同審査基準
9	その他	—	—	—	—	—	—	—	—
10	注釈	—	—	※2: 映画等の登場人物に関しては, 同一の登場人物による一連の映画の場合, 登録となりやすい。	—	※1: 氏名に他人の氏名を含む場合は, 他人の氏名権を侵害するおそれがある。	—	—	—

平成 26 年 2 月

平成 25 年度 特許庁産業財産権制度各国比較調査研究等事業

歌手名等からなる商標の審査の運用実態に関する
調査研究報告書

本調査研究報告書の著作権は特許庁に帰属します。

作成： 一般社団法人 日本国際知的財産保護協会

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政福祉琴平ビル 4 階

電話 (03)3591-5315 FAX (03)3591-1510

<http://www.aippi.or.jp/>